



産保第677号
令和元年6月21日

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の
一部を改正する規程等の制定について（依頼）

日頃から、本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、経済産業省から、別紙のとおり「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程等の制定について」の通知がありました。

貴協会におかれましては、会員各位に対し、この旨お知らせ願います。

担当

保安対策室 渡辺

電話 043-223-2736

経済産業省

20190606保局第13号

令和元年6月14日

千葉県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等
の一部を改正する規程等の制定について

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）等の一部を改正する規程等を別紙一覧のとおり制定したので
通知します。



○令和元年6月14日付発出通達文一覧

- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程（20190606保局第1号）
- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）
- ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）
- ・ コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）
- ・ 冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）
- ・ 容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第7号）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第8号）
- ・ 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）
- ・ 高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606保局第10号）
- ・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について（20190606保局第12号）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等
の一部改正等について

令和元年6月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による工業標準化法の一部改正等を踏まえた表現の適正化等を目的として、以下のとおり法の例示基準等の改正を行う。

(2) 改正を行う法令

①一部改正を行うもの

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）
- ・高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（20180222保局第4号）
- ・特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323保局第6号）
- ・一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）
- ・高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について（20190314保局第2号）

②廃止・新規制定を行うもの（文書番号を改める。新しい文書番号は【】内のとおり。）

- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第14号）【20190606保局第3号】
- ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（2018323保局第9号）【20190606保局第4号】
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第15号）【20190606保局第5号】
- ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第8号）【20190606保局第6号】
- ・容器保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第10号）【20190606保局第7号】

- ・国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20181105保局第4号）【20190606保局第8号】
- ・特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20181105保局第6号）【20190606保局第9号】
- ・高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（平成17・03・28原院第5号。以下「特認通達」という。）【20190606保局第10号】
- ・高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際の取扱いについて（20161025商局第5号）【20190606保局第11号】
- ・高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第2条の運用及び解釈について（20140707商局第3号）【20190606保局第12号】

2. 改正の内容

(1) 日本工業規格に関連する用語の統一

①概要

現行の例示基準等においては、日本工業規格を引用する箇所があるが、「日本工業規格」と表記する場合及び「JIS」と表記する場合の双方が存し、例示基準の別により用語の表記方法が異なる。

また、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）により工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められた（令和元年7月1日施行予定）。

これらを踏まえ、法の例示基準等について表現を適正化するための改正を行う。

②具体的な規定内容

- ・本文中、「日本工業規格」の用語を「JIS」に改める。
- ・様式中、「日本工業規格」の用語を「日本産業規格」に改める。

(2) その他表現の適正化等【特認通達】

特認通達について、特別認可申請の根拠条項の修正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和元年7月1日

施行

以上